

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 専門委員会設置に関する規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）管理規約第18条及び第59条に基づき、次の通り理事会の諮問機関としてのワコーレ・ロイヤルガーデン北本専門委員会設置に関する規則（以下「本規則」という。）を定める。

（目的）

第1条 本規則は、専門委員会設置に関し、必要な事項を定め、もって管理組合法人の業務を適正且つ円滑に推進することを目的とする。

（専門委員会の設置）

第2条 専門委員会の設置には、その目的、諮問事項、答申期限、構成委員、委員会の運営予算等について、理事会の事前承認を要するものとする。

2 理事長は、専門委員会の設置直後の団地総会において前項の専門委員会設置の経過について報告しなければならない。

（専門委員会の名称）

第3条 専門委員会の名称は、「ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人第 期理事会 専門委員会」と称するものとする。

2 前項の名称において「第 期」とあるは、専門委員会を設置した当該理事会の任期に応じて常に理事会と同じ期を用いるものとする。

（専門委員会の委員の選任及び解任）

第4条 専門委員会の委員の選任は、原則として諮問事項に関する専門的知識を有する団地建物所有者、又は団地建物所有者と同居する配偶者若しくは一親等内の親族の内より理事長が委嘱状をもって指名する。

2 諮問事項に係る理事会の各担当理事は、特別な事由がない限り、専門委員会の設置と同時に委員に選任されるものとする。

3 委員が専門委員会の活動上、管理規約及び本規定に違反する行為を行ったり、管理組合法人に重大な損害を与える行為を行った場合は、理事長は理事会決議を経てその委員を解任することができるものとする。

（専門委員会の活動期間・委員の任期）

第 5 条 専門委員会の活動期間及び委員の任期は、理事長より業務を委嘱された日から最長でも当該理事長が任期満了となる管理組合法人の定期の団地総会までとする。

2 理事長の在任期間を超えて専門委員会の設置が更に継続して必要な場合は、改めて前条までの手続を経なければならない。

3 前項の規定は、第 1 項の理事長の任期満了後、同一人物が理事長として重任した場合でも同様とする。

4 業務を委嘱した理事長が任期満了前に辞任、又は解任された場合であっても、特別な事情がない限り専門委員会の活動を休止することなく残任期間満了まで従前と同一条件により委嘱された業務を遂行できるものとする。ただし、新たに就任した理事長が理事会の決議を経て専門委員会の活動を一時中止、又は解散を請求した場合はその限りではない。

(専門委員会の解散)

第 6 条 専門委員会は、活動期間内及び委員の任期満了前であっても次の事由により解散する。

(1)理事長からの諮問事項の全てについて理事会に答申後、委員の半数以上が辞任を申し出た場合で、専門委員会の解散を理事会が承認したとき

(2)委員全員が辞任したとき

(3)理事長が理事会の承認を経て委員全員を解任したとき

(委 員)

第 7 条 専門委員会の委員は、委員の互選により以下の担当委員を置かなければならない。

(1)委 員 長 1 名

(2)書記担当 1 名

2 諮問事項がワコーレ・ロイヤルガーデン北本の A 棟より G 棟の各棟 (以下「居住棟」という。) 毎の利益が相反する可能性がある事項については、原則として居住棟の各棟より 1 名以上の委員を選任することが望ましい。

(専門委員会の業務内容)

第 8 条 専門委員会の業務内容は、主に次の各事項とする。

(1)理事長より諮問された事項に対する答申を行うこと

(2)理事長より委嘱された諮問事項の範囲内において理事長を代理して必要な調査、関係者との交渉を行うこと

(3)諮問事項に関する管理組合法人の団地総会の議事の草案を作成すること

(4)理事長の要請により必要に応じて理事会の会議に参加し、活

動経過を報告すること

(5) 団地総会の席上で諮問事項に対する答申結果を議場に報告すること

(6) その他、理事長、又は理事会より要望された業務

(専門委員会の会議)

第 9 条 専門委員会の会議は、委員長が適宜招集する。

2 専門委員会の議長は委員長が務める。なお、委員長が会議を欠席した場合は、会議に出席した委員の互選により議長を選任する。

3 専門委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

4 専門委員会の会議を開催した場合は、議長は、必ず議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。議事録には議長の他、議長が指名する会議に出席した委員 1 名以上が署名捺印しなければならない。

5 専門委員会の会議には、委員の他、理事、又は委員長の判断で許可した者、若しくは業者等をアドバイザーとして出席させることができる。

(専門委員会の権限及び義務)

第 10 条 専門委員会又は委員の権限は、理事長より委嘱された諮問業務の範囲内に限定するものとし、理事長又は理事会の承諾を得ず、単独で第三者との合意、又は契約行為等の管理組合法人の重要事項に関する意思決定についての権限は有さないものとする。

2 委員は、専門委員会における活動上、知り得た事実（個人のプライバシーに関する事項、未確定の段階での情報等）を他に漏らしてはならない守秘義務を負う。

(専門委員会の謝礼金及び活動費用の精算)

第 11 条 専門委員会の委員は、管理組合法人の「役員等報酬規則」第 2 条の規定により、委員 1 人に付、年間 1 万円を超えない範囲で謝礼金を年 1 回受けることができる。

2 各委員毎の謝礼金の額は、原則として委員数に 1 万円を乗じた総額を超えない範囲内で、専門委員会の総意により決定することができるものとする。

3 専門委員会の活動に必要な交通費等の経費については、その理由を明記した会計伝票（原則として領収書添付）を理事長に提出して精算するものとする。

(本規定の改廃)

第12条 本規定の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第1条 この専門委員会の設置に関する規則は、平成14年9月29日の平成13年度(第11回)定期総会において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この使用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正